

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長

祖 川 康 子

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（規則六 一二三）の一部を次のように改正する。
別記様式を次のように改める。

単身赴任届

年 月 日提出

任命権者 殿	職名	氏名
勤務公署名	所在地	
所属コード	職員コード	
届出の理由	新規 異動 転居（本人 配偶者） その他（ ） 要件喪失（理由） 上記事実の発生日 年 月 日	

単身赴任手当に関する規則第7条第1項の規定に基づき、配偶者等との別居の状況等を届け出ます。

1 異動直前の居住状況等

本人の住居	
同居者	配偶者 子（生年月日 ） その他（続柄 ） 子（生年月日 ） その他（続柄 ） 子（生年月日 ） その他（続柄 ） 子（生年月日 ） その他（続柄 ）

2 現在の居住状況等

異動の発令日	年 月 日	配偶者と別居した日	年 月 日
配偶者と別居した事情	配偶者の就業 配偶者の就学 配偶者の通院等 配偶者による同居の子の養育（就学 保育所等 通院等） 配偶者による介護（職員又は配偶者の父母 同居の親族 別居の親族） 配偶者による住宅の管理 その他（ ）		
本人の住居		入居日	年 月 日
本人の住居における同居者	子（生年月日 ） その他（続柄 ） 子（生年月日 ） その他（続柄 ） 子（生年月日 ） その他（続柄 ） 子（生年月日 ） その他（続柄 ）		
配偶者の住居	異動直前の本人の住居と { 同じ 異なる（ 入居日 ）		

任命権者使用欄	受付日	年 月 日
1 上記のとおり { 確認し、交通距離 km（加算額 円）と算定する。 確認する。		
2 年 月 日から { 単身赴任手当月額 円と認定し、年 月 日から支給する。 単身赴任手当支給要件喪失とし、年 月 日から支給しない。		
年 月 日	決裁欄	

(裏)

(記入上の注意)

- 1 「届出の理由」欄について
「異動」とは既に単身赴任手当の支給を受けている者が更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「転居」とは既に単身赴任手当の支給を受けている者が更に住居を移転した場合の当該転居をいう。これらの場合には、「1 異動直前の居住状況等」欄は記入を要しない。
「要件喪失」に該当する場合は、以下の記入は要しない。
- 2 「1 異動直前の居住状況等」欄及び「2 現在の居住状況等」欄において「異動」とは、別居の直前の公署を異にする異動をいう。
- 3 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入すること。
- 4 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入すること。
- 5 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入すること。
- 6 国家公務員、地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者にあつては、「異動」とあるのを「適用」と読み替えて記入すること。
- 7 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 8 異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 9 「通勤方法の別」欄及び「交通方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、線等の別を記入すること。

異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法	区 間	距離	所要時間	任命権者 使用欄	順路	通勤方法	区 間	距離	所要時間
1		住 居 から まで	・ km	時間 分		1		住 居 から まで	・ km	時間 分
2		から まで	・ km	時間 分		2		から まで	・ km	時間 分
3		から まで	・ km	時間 分		3		から まで	・ km	時間 分
4		から まで	・ km	時間 分		4		から まで	・ km	時間 分
5		から まで	・ km	時間 分		5		から まで	・ km	時間 分
計			・ km	時間 分	計			・ km	時間 分	
経路略図（経路朱線）										

配偶者の住居からの勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法	区 間	距離	所要時間	任命権者 使用欄	順路	通勤方法	区 間	距離	所要時間
1		住 居 から まで	・ km	時間 分		1		住 居 から まで	・ km	時間 分
2		から まで	・ km	時間 分		2		から まで	・ km	時間 分
3		から まで	・ km	時間 分		3		から まで	・ km	時間 分
4		から まで	・ km	時間 分		4		から まで	・ km	時間 分
5		から まで	・ km	時間 分		5		から まで	・ km	時間 分
計			・ km	時間 分	計			・ km	時間 分	
経路略図（経路朱線）										

配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	交通方法	区 間	距離	所要時間	任命権者 使用欄	順路	交通方法	区 間	距離	所要時間
1		住 居 から まで	・ km	時間 分		1		住 居 から まで	・ km	時間 分
2		から まで	・ km	時間 分		2		から まで	・ km	時間 分
3		から まで	・ km	時間 分		3		から まで	・ km	時間 分
4		から まで	・ km	時間 分		4		から まで	・ km	時間 分
5		から まで	・ km	時間 分		5		から まで	・ km	時間 分
計			・ km	時間 分	計			・ km	時間 分	
経路略図（経路朱線）										

(裏)

(記入上の注意)

- 1 「届出の理由」欄について
「異動」とは既に単身赴任手当の支給を受けている者が更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「転居」とは既に単身赴任手当の支給を受けている者が更に住居を移転した場合の当該転居をいう。これらの場合には、「1 異動直前の居住状況等」欄は記入を要しない。
「要件喪失」に該当する場合は、以下の記入は要しない。
- 2 「1 異動直前の居住状況等」欄及び「2 現在の居住状況等」欄において「異動」とは、別居の直前の公署を異にする異動をいう。
- 3 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入すること。
- 4 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入すること。
- 5 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入すること。
- 6 国家公務員，地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者にあつては、「異動」とあるのを「適用」と読み替えて記入すること。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。